



総額表示の義務化

令和3年4月1日より消費税は総額表示が義務化されました。

事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。店頭での値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも対象となります。

総額表示に該当する例

税込価格10,780円（税率10%）の商品の例

- 10,780円
- 10,780円（税込み）
- 10,780円（うち税980円）
- 10,780円（税抜価格9,800円）
- 10,780円（税抜価格9,800円、税980円）
- 9,800円（税込10,780円）

該当しない例

- 9,800円（税抜き）
- 9,800円（本体価格）
- 9,800円+税

消費税の総額表示は平成16年4月より実施されておりますが、消費税が10%の増税に伴い、令和3年3月31日までは経過措置で税抜き表示も認められておりました。令和3年4月1日より総額表示が必要となります。

消費税申告期限の延長

法人税の申告期限は決算日の2か月以内ですが、事前に申告期限の延長届を提出することにより1か月間延長することが出来ます。ただし今まで消費税の申告期限については延長が出来ず2か月以内に申告をしておりました。

今回の改正により、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限りませんが、消費税の延長届を事前に税務署へ提出しておけば、法人税の申告と合わせて1か月間の提出期限の延長が出来ることになりました。

この適用を受けるには、この特例の適用を受けようとする事業年度又は課税期間の末日までに提出しておく必要があります。以降毎年度適用されることとなります。

ただし、申告期限は延長しても納付については決算日から2か月を過ぎると利子税がかかりますので、先に納付は済ませておくことをお勧めいたします。



適格請求書発行事業者の登録

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

買手は適格確請求書を受取ることで消費税の申告の際に消費税の仕入税額控除が行えます。売手は適格請求書発行事業者に登録することにより消費税を買手から受取ることが出来ますし、適格請求書を発行することが出来ます。

適格請求書等保存方式の準備としては税務署へ事前申請して登録を済ませておきます。

適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日の制度開始から登録を受けているためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和3年10月1日から令和5年3月31日に提出して審査を受けて適格請求書登録事業者として登録されます。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。

・法人番号を有する課税事業者はT+法人番号となります。

・上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）T+13桁の数字となります。

登録申請書の提出したのち、事業者は以下の事項についてインターネットを通じて確認できます。

- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ・登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
- ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地

上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には 下記も表示されます。

- ・個人事業者
主たる屋号、主たる事務所の所在地
- ・人格のない社団等
本店又は主たる事務所の所在地

4月からの保険料率の確認

(1) 健康保険料率

令和3年3月分の健康保険料から料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は税率表を確認の上徴収をお願いします。今年度は関東地方の料率は以下の通りです。

	令和2年	令和3年	比較
茨城県	9.77%	9.74%	↓
栃木県	9.88%	9.87%	↓
群馬県	9.77%	9.66%	↓
埼玉県	9.81%	9.80%	↓
千葉県	9.75%	9.79%	↑
東京都	9.87%	9.84%	↓
神奈川県	9.93%	9.99%	↑

(2) 介護保険料率

現在、介護保険料率は1.79%でしたが、令和3年3月分からの介護保険料率は1.80%と変更され上がります。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。

(3) 子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率は0.36%です。

(4) 雇用保険料率

令和3年4月からの雇用保険料率は昨年と同じです。一般の事業では、9/1000となります。労働者本人負担分及び事業主負担分につきましても労働者本人負担分が3/1000、事業主負担分が6/1000と変わりません。

(芝事務所：山本 修)